

議案第21号

東京都市計画事業南水元土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年 2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

組織改正に伴い、事務所の所在地の名称を改めるほか、規定の整備をする必要がある
ので、本案を提出いたします。

東京都市計画事業南水元土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

東京都市計画事業南水元土地区画整理事業施行規程（平成15年葛飾区条例第4号）の一
部を次のように改正する。

第5条中「東京都葛飾区南水元二丁目6番2号葛飾区役所区画整理課庁舎」を「東京都
葛飾区南水元二丁目6番2号葛飾区区画整理事務所」に改める。

第19条第4項を次のように改める。

- 4 法第110条第4項の規定により徴収することができる督促手数料は、督促状1通につ
き郵便法（昭和22年法律第165号）第67条第2項第3号に規定する定形郵便物で重量25
グラムまでのものの料金の額に相当する額とする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。